

市からの 連絡帳

目 税・年金

事業主の皆さんへ eLTAX(電子申告・電子申請)をご利用ください

「eLTAX」は、地方税の申告や届出などの手続を、インターネットを利用して行うシステムです。

□対象となる税目・内容

●個人市民税(給与支払報告書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書、給与所得者異動届出書^{ほか})

※令和3年1月1日(例)以降の提出分は、提出枚数が100枚以上である場合は、eLTAXまたは光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

●法人市民税(申告書、設立・設置届出書、異動届出書)

※大法人(資本金が1億円超の法人^{など})が行う法人市民税などの申告は、eLTAXによる提出が義務化されています(令和2年4月1日以降に開始する事業年度から適用)。

●固定資産税(償却資産申告書)「eLTAX」利用開始の手続や操作方法などは、eLTAXの^{HP}をご確認ください。

また、ご不明な点などは、eLTAXの^{HP}の「よくあるご質問」をご覧ください。

◆問い合わせ先

□法人の電子証明書取得方法・eLTAX eLTAXヘルプデスク ☎0570-081-459または ☎03-5521-0019 (IP電話・PHS^{など}から)

※平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

□個人の市・都民税(特別徴収)

▶市民税課^田 ☎042-460-9828

□法人の市民税

▶市民税課^田 ☎042-460-9826

□固定資産税

▶資産税課^田 ☎042-460-9830

年金事務所の職員を名乗る不審な訪問・電話にご注意ください

年金事務所の職員(以下「職員」)を名乗る者から、不審な訪問・電話があったというお問い合わせが寄せられてい

ます。職員が次のようなことをすることはありません。

●保険料・手数料などを要求する
●給付金・還付金があるなどの理由でATM操作をお願いする

●現金・年金手帳・年金証書・通帳・キャッシュカードなどを預かる
少しでも不審に感じたら^田へご連絡ください。

^田武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課^田
☎042-460-9825

福祉

介護保険事業者ガイドブックの発行

介護保険事業者ガイドブックは、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者を掲載しています。ぜひご活用ください。

□配布開始予定日 12月21日(月)

□配布場所 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所・各地域包括支援センター

▶高齢者支援課^保 ☎042-439-4425

確定申告における高齢者の障害者控除

申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。これを基に確定申告をすると、障害者控除の対象となります。

^対在住の65歳以上の方で、次の状態に該当する方(身体障害者手帳・愛の手帳所持者は申請不要)

●障害者控除…身体障害者3～6級に準ずる、知的障害軽度・中度に準ずる

●特別障害者控除対象者…身体障害者1・2級に準ずる、知的障害重度に準ずる、^{がしう}なたきり高齢者(約6カ月以上常に臥床し、日常生活に支障がある)

※介護保険の認定者は、介護認定調査票に基づく。認定者以外は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(市指定の様式)が必要です。

^田令和3年1月4日(月)から、高齢者支

援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ
※郵送でも受け付けています。

持 認め印

※認定書発行までに2週間ほどかかりますので、お早めに申請してください。
▶高齢者支援課^田 ☎042-420-2810

子育て

ひとり親家庭等医療費助成制度～親医療証をお送りします～

現況届を提出し、令和2年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、12月末に^親医療証(令和3年1月1日(例)から有効)を郵送します。現況届未提出の方は、至急ご提出ください。

本制度は、18歳に達してから最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します(課税状況により一部負担^{あり})。

▶子育て支援課^田
☎042-460-9840

文化・スポーツ

令和3年度社会教育団体・青少年健全育成団体の認定申請受付

◆団体認定されると

●社会教育団体…市内スポーツ施設の使用料の2分の1を減額

●青少年健全育成団体…向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・健康広場の使用料免除

◆条件

□各団体共通 ●規約・会則があり、団体としての意思を決定・執行・代表することのできる機能および独立した経理・監査の機能が確立されている

●団体の実績が客観的に認められる
●政治・宗教活動・営利事業を主たる目的としない ●団体の本拠としての事務所または事務を行う一定の場所が市内にある

□社会教育団体 ●市内で社会教育活動を行っている ●団体の構成員の60%以上が在住・在勤・在学の方

□青少年健全育成団体 ●青少年の健全な育成のために中学生以下の児童・生徒を中心として10人以上で構成さ

れており、その90%以上が在住 ●指導者に対する謝礼・報酬などの支出がない

◆提出書類

●申請書・会員名簿(指定様式) ●会則 ●令和2年度事業報告書(申請時までの実績、見込み可)・決算書(決算見込書可) ●令和3年度事業計画書・予算書

※決算書(決算見込書)には、会計担当者の署名・押印(朱印)必須

◆申請書(指定様式)の配布

スポーツ振興課・スポーツセンター・総合体育館・きらっと、市^{HP}からダウンロード

^田令和3年1月4日(月)～15日(金)に、上記提出書類を下記の施設へ直接持参

●スポーツ振興課(田無第二庁舎5階)
※平日^{のみ}

●スポーツセンター・総合体育館・きらっと ※1月5日(火)は休館日

※1月18日(月)以降は、スポーツ振興課のみで随時受け付けます。

令和3年1月15日(金)までに申請、認定を受けた団体は、申請した窓口で2月1日(月)から認定通知書を交付します。

▶スポーツ振興課^田
☎042-420-2818

スポーツ施設利用者登録の更新(5年に1度の更新が必要です)

平成27年4月1日～翌年3月31日にスポーツ施設の利用者登録または更新手続をした個人・団体は、5年の有効期限が切れるため更新が必要です。

※対象者は、令和3年1月1日(例)以降に公共施設予約管理システムへログインした際、有効期限が表示されます。

□対象施設 スポーツセンター・総合体育館・きらっと・武道場・向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・芝久保第二運動場・ひばりアム・健康広場

□受付

^時令和3年1月4日(月)～31日(日)(5日(火)は休館)

^場スポーツセンター、総合体育館、きらっと

□提出書類 ●個人登録(テニスの^み)…

利用者登録届書(指定様式)・本人確認書類 ●団体登録…利用者登録届書(指定様式)・団体登録名簿(指定様式)・代表者または担当者の本人確認書類

※指定様式は、受付場所で受け取るか

固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

▶資産税課^田 ☎042-460-9830

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡^{まで}

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書又は住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の

写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合^{のみ})

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{まで})

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う

②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金を除く自己負担額)

⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修

に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡^{まで}

□減額要件 ①平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金を除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合^{のみ})

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)